

平成27年(2015年)2月19日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾英文

国保データベース(KDB)システム活用による保健事業、介護予防事業等の実施に係る個人情報の収集制限等に関する意見について(答申)

平成27年1月16日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 本市の保健事業等の現状

現在、姫路市では国の制度に沿って、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険と事業ごとに所管課が分かれており、各所管課がそれぞれ保健・介護事業を行っています。

また、各所管課の事業は、それぞれ兵庫県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)とシステムで連携しており、国民健康保険課及び後期高齢者医療保険課の被保険者情報、診療報酬明細書情報及び特定健診等情報、介護保険課の被保険者情報及び介護給付費明細書情報等(以下「健康情報」という。)は、国保連がデータ処理等の業務を行っています。各所管課の健康情報は相互利用されることはなく、姫路市民の健康づくりを担う保健所健康課では、市民の健康情報がないため効果的な事業を行うことに苦慮しています。

2 国保データベースシステム(以下「KDBシステム」という。)導入の意義について

この状況は全国的に同様であり、年々増大する医療給付費、介護給付費は財政を圧迫し、保険料負担増や持続可能な制度運営が危ぶまれています。

そのような状況のなか、国から健康情報の電子化の進展を活用したデータ分析に基づき効果的に保健事業を実施するデータヘルス計画の作成と公表が求められ、データ分析に必要なKDBシステムが公益社団法人国民健康保険団体中央会(以下「国保中央会」という。)で開発されました。

KDBシステムにより、国保連が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の情報からデータ分析を行い、地域・個人の健康状況の把握や問題を明確化することで、それを利活用する本市は、疾病予防のための健康づくりや保健指導を効率的・効果的に行い、必要

な人に必要なサービスを提供することが期待できます。また、これらの事業により医療給付費・介護給付費の適正化が図れば、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の安定的運営につながり、被保険者である市民がより少ない保険料負担で、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の給付サービスを受けることができるようになると考えられます。

3 収集制限の例外、外部提供及びオンライン結合の適否について

(1) 以上のことから、KDBシステムを利活用することにより、国民健康保険課、後期高齢者医療保険課及び介護保険課が、その所管以外の健康情報を収集することについては、個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第2項第6号の「公益上必要」の要件を満たしていると解されます。

なお、これまで健康情報を保有していなかった保健所健康課においても、保健指導が必要な対象者を把握することで、効率的・効果的な事業実施が期待されることから、KDBシステムにより健康情報を収集することは、公益上必要であると認めます。

(2) また、後期高齢者医療制度は、県単位で運営されており、運営主体は兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）です。広域連合が保有する後期高齢者医療診療報酬明細書情報についても、以前から国保連がデータ処理を行っていましたが、広域連合のKDBシステム参加に伴い、このデータもKDBシステムに取り込まれています。後期高齢者への健康づくり・保健指導の実施には、市が保有する各種情報と広域連合が保有する医療情報をKDBシステムで分析する必要があり、KDBシステムを介して広域連合へオンライン結合により情報を外部提供することは、条例第9条第1項第6号の「公益上必要」に該当すると解されます。

なお、広域連合では、情報セキュリティ基本方針等に基づき個人情報適切に取り扱われていますが、広域連合に提供する情報は、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする健康・介護状態に関するものであることから、再度厳格な取扱いを徹底した上で外部提供してください。

4 システムにおける個人情報の保護について

KDBシステムは、閉鎖された専用回線である保険者専用ネットワークで接続され、関係保険者以外のものは情報にアクセスできないようになっています。システムの利用に当たっては、ユーザーIDやパスワード認証が必要で適切なセキュリティ対策が講じられています。また、国保中央会・連合会はともに個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者であり、同法の規定による個人情報保護義務が課されていることから、個人情報保護のために必要な措置が施されていると認められます。

5 本人通知の省略について

KDBシステムにより、個人の健康状態を把握し、問題がある場合はそれを明確化することで保健指導を効果的に行うとともに、健康増進及び疾病予防にもつながると考えられることから、当該システムに係る個人情報の収集の制限及び外部提供を行うことは、本人にとって不利益は生じないものと解されます。

加えて、通知を要する被保険者は大量であり、かつ、事務処理に多大な時間と費用を要することから本人への通知を省略することは、やむを得ないと考えます。

以上のことから、諮問事項の本人通知の省略については、姫路市個人情報保護条例施行規則第4条第1項第2号により、本人への通知は要しないと判断します。